|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　相続人代表者指定届出書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被相続人 | 亡くなった方の氏名 | 死亡時の住所 | 死亡年月日 |
|  |  | 年 月 日  |
| 相続人代表者 | 相続人代表者の氏名 | 住　　　　　　　所 | 被相続人との続柄 |
|  |  | 配偶者　・　子　・　その他（　　　　　　） |
| 相続人（相続人代表者を除く） | 相続人の氏名 | 住　　　　　　　所 | 被相続人との続柄 |
|  |  | 配偶者　・　子　・　その他（　　　　　　） |
|  |  | 配偶者　・　子　・　その他（　　　　　　） |
|  |  | 配偶者　・　子　・　その他（　　　　　　） |
|  |  | 配偶者　・　子　・　その他（　　　　　　） |
|  |  | 配偶者　・　子　・　その他（　　　　　　） |

※この届出書は、民法上の相続とは関係ありません（相続の手続きは別途必要となります）。※相続人の欄について、相続人本人の署名が困難である場合は、本人の了承を得た上であれば代筆でも構いません。 |

加美町長　　殿

　　令和　　　年　　　月　　　日

　加美町固定資産台帳に登録されている上記所有者が死亡しましたので、被相続人に係る町税の賦課徴収及び還付等に関する書類を受領する代表者を地方税法第９条の２第１項の規定により届出します。また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第３４３条第２項に定める納税義務者の代表者とすることを合わせて届出します。

相続人の代表者

電話番号　　　　　（　　　）

その他の相続人

国民健康保険税係

徴収対策係

固定資産税係

軽自動車税係

町民税係

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **記載例**相続人代表者指定届出書代表となる相続人を記入してください（相続協議中の場合であっても代表人を立ててください）。納税通知書はこの方あてに送付されることになります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被相続人 | 亡くなった方の氏名 | 死亡時の住所 | 死亡年月日 |
| 加美　太郎 | 加美町字西田三番５番地 | 令和 ３年　４月　１日  |
| 相続人代表者 | 相続人代表者の氏名 | 住　　　　　　　所 | 被相続人との続柄 |
| 加美　一郎 | 加美町字西田三番５番地 | 配偶者　・　子　・　その他（　　　　　　） |
| 相続人（相続人代表者を除く） | 相続人の氏名 | 住　　　　　　　所 | 被相続人との続柄 |
| 宮城　次郎 | 仙台市青葉区本町三丁目８番１号 | 配偶者　・　子　・　その他（　　　　　　） |
| 岩手　花子 | 岩手県盛岡市内丸１０番１号 | 配偶者　・　子　・　その他（　　　　　　） |
| 加美　一子 | 加美町字西田三番５番地 | 配偶者　・　子　・　その他（　　　　　　） |
| 相続代表人以外の相続人について記入してください。（枠が足りない場合は、裏面に名前、住所、続柄を記入してください。）相続人については、別紙を参照してください。また、相続人が相続放棄をしている場合は、相続放棄を家庭裁判所に申し出た際に受理された書類の写しを添付してください。 |  | 配偶者　・　子　・　その他（　　　　　　） |
|  |  | 配偶者　・　子　・　その他（　　　　　　） |

※この届出書は、民法上の相続とは関係ありません（相続の手続きは別途必要となります）。※相続人の欄について、相続人本人の署名が困難である場合は、本人の了承を得た上であれば代筆でも構いません。 |

加美町長　　殿

令和　５年　　月　　日

　加美町固定資産台帳に登録されている上記所有者が死亡しましたので、被相続人に係る町税の賦課徴収及び還付等に関する書類を受領する代表者を地方税法第９条の２第１項の規定により届出します。また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第３４３条第２項に定める納税義務者の代表者とすることを合わせて届出します。

　相続人の代表者　　　　　加　美　　一　郎

相続代表人及びその他の相続人の欄に記載した人の署名のうえ、提出してください。

なお、相続人が遠方であるなど本人の署名が難しい場合は、本人の了解を得た上で署名を代筆してください。

電話番号　　　012（　3456　）7890

その他の相続人　　　　　宮　城　　次　郎

 　　　　岩　手　　花　子

　　　加　美　　一　子

※相続手続き中の場合、枠外に「相続手続中」と朱書きしてください。

法定相続人について

相続人の範囲は、民法で次のとおり定められています。

* 相続人の範囲

死亡した人の配偶者（妻や夫）は常に相続人となり、配偶者以外の人は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

〔第１順位〕

　死亡した人の子供

※その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫など）が相続人となります。子供も孫もいるときは、死亡した人により近い世代である子供を優先します。

〔第２順位〕

　死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）

※父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代である父母を優先します。

※第２順位の人は、第１順位の人がいないとき相続人になります。

〔第３順位〕

　死亡した人の兄弟姉妹

※その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子供が相続人となります。

※第３順位の人は、第１順位の人も第２順位の人もいないとき相続人になります。

なお、相続放棄の手続きを家庭裁判所で行った人は初めから相続人でなかったものとされます。また、内縁関係の人は相続人に含まれません。

固定資産の相続等に関する手続きについて

* 土地、登記された家屋

→所管の法務局（仙台法務局古川支局）にて相続登記の手続きが必要となります。

法務局か、お近くの代理人（司法書士等）に手続きについて相談してください。

※土地は必ず登記されていますが、家屋については登記された家屋、未登記の家屋があります。登記・未登記について法務局にて確認してください。

※その際には、必ず納税通知書に添付された明細書、または名寄帳など所有する固定資産の中身がわかるものを持参してください。

* 未登記の家屋

→役場本庁舎または支所にて家屋の所有者変更届を提出してください。

* 土地や家屋で持分（○○○外１名など）の場合

→それぞれの土地や家屋と同じ手続きが必要となります。

　相続登記については、「〇〇以内に行わなければならない」のような規定はありませんが、放置することで相続人が死亡し、さらに相続権が分割されて相続人が増えることで相続の手続きが簡単に行えない事態におちいる可能性がありますので、ご注意ください。